

別紙「1」（参加仕様書）

## 令和7年度「みえの食レップ」業務委託企画提案コンペ参加仕様書

### 1 委託業務を行う目的

「みえの食輸出支援窓口」を設置し、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会会員の販路拡大に向けた活動をサポートするほか、商談会の開催による商談機会の創出や、海外における日本産農林水産物及び食品の流通に関する情報提供等を行うことで、三重県産農林水産物等（加工品（食品及び真珠製品に限る）を含む）の販路拡大に繋げ、県内農林水産業及び食品製造業の活性化を図ることを目的とする。

### 2 事業主体

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会

### 3 業務内容

- (1) 業務名 令和7年度「みえの食レップ」業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和8年3月16日（月）まで
- (3) 仕様 別添「令和7年度「みえの食レップ」業務委託仕様書」のとおり

### 4 契約上限額

3,452,900円（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 参加資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格
  - ① 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第32条第1項各号に掲げるものでないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
  - ① 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
  - ② 三重県物件関係落札資格停止要綱による落札資格停止措置を受けている期間中である者または同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ③ 三重県税または地方消費税を滞納している者でないこと。
  - ④ 業務の円滑な推進に必要な連絡調整が行える者を1名以上確保すること。

## 6 企画提案コンペの実施方法及び最優秀提案者選定の評価基準

本企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する令和7年度「みえの食レップ」業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「コンペ選定委員会」という。）において、書面及びプレゼンテーションによる審査を行い、最優秀提案者を選定します。

### (1) 企画提案コンペへの参加意思表示

企画提案コンペへの参加を希望する者は、次のとおり申込みを行ってください。

#### ① 様式

様式1「企画提案コンペ参加表明書」のとおり。

#### ② 提出期限

令和7年4月17日（木）17時必着

#### ③ 提出方法

電子メールにより、文書で下記13の担当部局連絡先まで提出してください。

※メールタイトルに「令和7年度「みえの食レップ」業務委託企画提案コンペ参加表明書の送付」と明記し、送信してください。

※参加表明書の送信後、提出先に電話し、到着確認を行ってください。

※参加資格確認結果については、4月23日（水）までに電子メールにて通知いたします。

### (2) 質問の受付及び回答

#### ① 質問期間

令和7年4月11日（金）まで

#### ② 質問方法

電子メール又はFAXにより、文書で下記13の担当部局連絡先まで送付してください。その際、所属、氏名、連絡先を明記するとともに、送付後、必ず電話にて質問を送付した旨を連絡してください。

#### ③ 回答方法

令和7年4月15日（火）までに、三重県のホームページ（三重県農林水産物・食品輸出促進協議会のページ）に掲載します。

### (3) 企画提案資料の提出

#### ① 提出期限

令和7年4月25日（金）12時必着

#### ② 提出方法

持参又は郵便又は民間事業者による信書便にて、下記13の担当部局連絡先まで提出してください。

### ③ 提出部数

9部（正本1部、コピー8部）

### ④ 提出を求める資料の内容

#### （ア）企画提案書（様式任意）

企画提案書のサイズはA4版（A3版による折込可）とします。

なお、企画提案書については、以下の内容についてできる限り具体的な提案内容を記載してください。

○相談窓口となる専門家に関する情報

○上記各専門家の得意とする海外輸出先国（台湾、ASEAN諸国、中東、EU諸国、北米等）

○会員事業者への伴走型支援として実施する内容の企画案

○輸出に関するオンラインセミナーとして実施する内容の企画案

○個別商談会として実施する内容の企画案（個別商談会への参加を要請できる現地国や日本側輸出商社等のリストを含む）

#### （イ）海外での日本産食品の販路拡大支援の実績がわかる資料

これまでに取り組んできた台湾、タイをはじめとする東アジア、東南アジア、EU諸国、北米等での日本産食品の販路拡大支援活動内容とその結果を必ず記載してください。

#### （ウ）業務執行体制

○業務執行体制図

○事務所所在地、連絡調整者氏名、連絡調整者の履歴

#### （エ）見積書

業務に係る必要経費が確認できる積算根拠を明示すること。また、見積金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額を計上すること。

#### （オ）業務実施スケジュール

#### （カ）参考資料

その他、企画提案に関する有効な資料

### （4）適否審査（書類審査）

提出された企画提案資料について、業務の目的、条件等に照らし合わせたうえ、書類審査を行います。書類審査の結果については、令和7年4月下旬に各提案者に対して文書にて通知します。

なお、申込数が5件に満たない場合は、書類審査を省略します。この場合、通知は行いません。

### （5）プレゼンテーション審査

提出された企画提案資料の内容をコンペ選定委員会で審査するにあたり、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

① 日時

令和7年5月1日（木）午前

② 方法

オンライン会議システム（Zoom）

※オンライン会議の参加に必要な情報は、上記①と合わせて連絡します。

③ 内容

プレゼンテーションは、提案者がオンライン会議システムで行います。また、説明は提出いただいた企画提案資料によるものとします。なお、時間配分は以下のとおりです。

<時間配分（予定）> プレゼンテーション 15分、質疑 10分オンライン

※会議システムにおける画面共有機能は使用しないでください。

（6）最優秀提案者の選定

（5）を踏まえて、コンペ選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定します。なお、審査は、以下選定基準により行われます。

① 企画性

提案の内容は仕様等に合致し、かつ具体的に記述しているか。また、県産品の販路拡大につながる提案となっているか。

② 独自性

独自のアイデアが盛り込まれ、インパクトのある内容となっているか。

③ 専門性

過去に東アジア・東南アジア等での類似の業務実績があり、県産品の販路開拓支援などに関する豊富な知識と経験を有しているか。

④ 経済性

費用対効果の観点から効率的な内容となっているか。

⑤ 業務推進体制

十分な業務受託体制となっているか

（7）最優秀提案者選定結果の通知

（6）による選定結果については、令和7年5月2日（金）までに、（5）のプレゼンテーションに参加した全ての者に対し、電子メールにて通知します。

また、選定結果（最優秀提案者名、評点、順位等）は、三重県のホームページ（三重県農林水産物・食品輸出促進協議会のページ）に掲載します。

## 7 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結には、下記の書類が1部ずつ必要となります。各書類の提出期限については、最優秀提案者に別途連絡します。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納の税額がないことの証明用）（有料）」（所管税務署が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が契約締結日の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 契約保証金が免除できる場合にあつては、過去3年間における今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績がわかる資料

## 8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局（三重県雇用経済部県産品振興課）において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付してください。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる時は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であつて、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除します。ただし、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出してください。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載してください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (4) 契約は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会事務局（三重県雇用経済部県産品振興課）において行うものとし、契約者は、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会長とします。

## 9 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること。
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- (3) 委託者に報告すること。
- (4) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

## 12 その他

- (1) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案資料は返還しません。
- (3) 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (4) 提出いただいた提案資料については「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があります。
- (6) 成果物の著作権は三重県農林水産物・食品輸出促進協議会に帰属するものとします。
- (8) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (9) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農林水産物・食品輸出促進協議会 事務局と受注者が協議のうえ実施するものとします。

### 13 担当部局連絡先

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会 事務局 担当：田上（たがみ）、岡本  
（三重県雇用経済部県産品振興課内）

【電話】 059-224-2336

【FAX】 059-224-3024

【電子メール】 [export@pref.mie.lg.jp](mailto:export@pref.mie.lg.jp)

【所在地】 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地